

第10章 携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

第190条 旅客の携帯品は、駅（別に定める駅を除く。）において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の一に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

- (1) 1個の長さが2メートル（運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。）を超えるもの
- (2) 1個の最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が2メートルを超えるもの
- (3) 1個の重量が30キログラムを超えるもの
- (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
- (5) 臭気を発するものまたは不潔なもの
- (6) 腐敗または変質しやすいもの
- (7) 荷造りが不完全なもの
- (8) 危険品（別表第4号に定めるもの）
- (9) 易損品及び貴重品（別表第5号に定めるもの）
- (10) 動物
- (11) 死体

(種類及び性質の申出)

第191条 旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。

2 容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑いのあるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

(1口の範囲)

第192条 一時預り品は、1個を1口とする。ただし、集団の旅客から同時に携帯品2個以上の一時預けの申出があった場合で、預け日その他の取扱条件を同じくするときは、これらを1口として取扱うことがある。

(一時預り料)

第 193 条 携帯品について、一時預りの取扱いをする場合は、1 個・1 日・1 回について、1,000 円の一時的預り料を収受する。ただし、預入れ日から 6 日以降の日については、その 2 倍とする。

2 前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日 1 日分の相当額を収受し、預け日数が 2 日以上のもは、その残額を一時的預り品引渡しの際に収受する。

(一時預り切符)

第 194 条 携帯品の一時的預りを受けるときは、一時預り切符を交付する。

2 一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

甲片 (旅客交付用)

(名古屋鉄道) 20014-01
一時預り切符 収受額 [redacted] 円
1. 預り品は、この切符と引換にお渡し致します。
2. 預り料は、1日～5日間は1日 [redacted] 円で、6日～15日間は1日 [redacted] 円です。
3. 15日経過後は、規定により処理致します。
2009.-8.22.17.45 神宮前91001

乙片 (駅控用)

(名古屋鉄道) 20014-02
一時預り切符
ご住所 _____
お名前 _____ 様
電話番号 _____
ご記入いただいた個人情報、預り品の管理などで使用するほか、当社からお客様へご連絡する必要がある場合に使用いたします。
引渡月日 月 日 日間 円
2009.-8.22.17.45 神宮前91001

着色 (表) 淡黄色 (裏) 黒色

(一時預り期間)

第 195 条 預け主は、預入れの日から 15 日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

2 前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅または会社が指定した駅において保管する。

(一時預り品の引渡し)

第 196 条 一時預り品は、一時預り切符と引換えに引渡す。

2 一時預り切符の紛失その他の事由により、これを提出できない場合、預け主は次の書式による在中品明細書を提出するものとし、会社において正当権利者であると認めるときは、受領印によって引渡しをする。

在 中 品 明 細 書		年 月 日
名古屋鉄道株式会社御中		
住所		
氏名		印
預入月日		
預 け 駅		
切符番号		
作成理由		
荷 造		
個 数		
在 中 品	品 名	数 量
上記のとおり相違ありません。		

(備考) 切符番号の記憶がない場合は、不明と記入する。

3 前項の規定によるほか、正当権利者であると認めることが困難な場合は、会社の定めるところにより、資力信用が十分であると認める者を保証人とする次の書式の保証書の提出を受けて引渡しをする。

保 証 人				
				収 入 印 紙
年 月 日				
名古屋鉄道株式会社御中				
預け主				
住 所				
氏 名				
				印
保証人				
住 所				
氏 名				
				印
<p style="text-align: center;">下記の一時預り品に対する引取りについて、一時預り切符甲片のため、この保証書を提出して一時預り品を受領しました。ついては、この一時預り品の受領について一時預り切符甲片を提出しないことによって生ずる一切の損害は、連帯してその責に任じ、名古屋鉄道株式会社に対して迷惑をかけません。</p>				
一時預り切符発行日付	番 号	発 行 駅	品 名	数 量

(備考) 適宜内容を補正するものとする。

(一時預り品に事故が発生した場合の処理)

第 197 条 次の各号の一に該当する一時預り品は、預け主に対し、時間を定めて指示を求め、公売に付することがある。

(1) 腐敗、変質等日時の経過により著しく価格を減ずるおそれのあるもの

(2) 保管のため、過分の費用を要するもの

2 前項の場合において、期間内に預け主の指示がないとき、または一時預り品の性質上、預け主の指示を待ついとまのないとき、または一時預り品に対し公売その他の処分をすることがある。

3 公売代金は、一時預り品の保管、処分等に要した費用を控除した後、残額がある場合は預け主に返還し、不足額がある場合は、預け主から収受する。

- 4 一時預り品の一部または全部が裁判官の発行した押収に関する令状、国税徴収法その他の法令に基づいて司法警察職員または収税職員等に押収または差押さえされた場合は、押収または差押さえされた駅において、一時預り品を預け主に全部を引渡したものとして処理する。この場合、一時預り品の改装等に要した費用は、預け主の負担とする。

